

弱いところが狙われる

特集

反社会的勢力への 実務対応

——2010年夏バージョン

座談会 | 暴力団排除条項の実効性、情報収集態勢を中心に

金融庁 石塚智教/リそなホールディングス 今村 博/弁護士 小田大輔/
警察庁 清野憲一/弁護士 鈴木仁史(司会)/静岡中央銀行 両部美勝



金融機関における各種手数料等の
「みなし利息」該当性とその管理
弁護士 川西拓人

金融判例研究会報告

金利スワップ取引契約に関する

稟議書等が

自己利用文書に当たるか

東京地裁判事 中村也寸志

BOOK
REVIEW

『動産・債権譲渡登記の実務』

——記載例の豊富さが魅力。執筆者の視野と実力を示す充実した内容
 評者：池田真朗（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

本書は、第一線の7名の司法書士の方々の手になるものである。書名と編者（日本司法書士会連合会）から想像すると、動産譲渡登記の申請実務と債権譲渡登記の申請実務を解説しただけの書物という印象があるかもしれないが、実際には、動産譲渡登記と債権譲渡登記の組合せとしてのABLや、最近の民法（債権法）改正検討作業にも言及した、充実した内容になっている。

まず「流石に司法書士の皆さんのお仕事」と思わせるのは、動産譲渡登記、債権譲渡登記のそれぞれに係る各種登記申請手続に関する申請書や証明書の記載例の豊富なことである。例えば、債権譲渡登記がされていないことのいわゆる「ないこと証明書」についての記載例やその説明など、大変行き届いている。また、効力要件、対抗要件、譲渡担保、占有改定、即時取得等、主要な法律用語や法的概念については、法律学の教科書にあるような解説がついていて、一般の読者にもわかりやすいものになっている。

債権譲渡登記は債権譲渡特例法によって1998年に創設され、動産譲渡登記も2004年に増補された動産債権譲渡特例法によって開始されたものである。一般にはまだまだ知名度が低いのもかもしれないが、債権譲渡登記などは、民法上の確定日付ある通知・承諾という第三者対抗要件を代替するものとして、今日の資金調達取引では民法対抗要件よりも頻繁に用いられる状況にある。本書は、実務家に有益な手引きというだけでなく、これらの制度をわかりやすく解説する啓蒙書としての適性も高い。

一点、これは望蜀の願いに属するものであるが（つまり、登記実務の解説という意味では、かえってこれが適切なのであろうが）、ABLについての解説が、正確かつ丁寧ではあるもののいささか客観的で平板な印象がある。つまり、ABLは、担保提供不動産に限りがある中小企業にとって、売掛債権や在庫動産という流動資産を資金調達のために活用して、運転資金の確保を図るといふ、非常に重要な取引形態であり（実際、企業が有する売掛金の総額は土地に匹敵し、在庫は土地の半分程度に達する。本書184頁参照）、しかも、よい製品を作り出している中小企業にこそ、事業継続の機会を与える融資となる。その意味で、評者らが提唱する「生かす担保」論（池田真朗『債権譲渡の発展と特例法』（弘文堂、2010年）参照）など、旧来の担保概念に変革をもたらす議論にも触れていただければよりインパクトのある書物になったのではないかと思う次第である。

いずれにしても、本書は、鈴木龍介氏、初瀬智彦氏ら、積極的に経済産業省のABL普及事業や民法改正論議に参加している執筆者の視野と実力を示すものになっている。全国の司法書士の皆さんのためにも慶賀すべき出版物と思う次第である。（いけだ まさお）



金融財政事情研究会、
 A5判350頁、
 定価3150円（税込）、
 2010年2月24日発行